第９号様式

消費税簡易課税制度選択届出書

収受印

令和　年　月　日 ＿＿＿＿＿税務署長殿	届出者	（フリガナ） 納税地	（〒　－　） （電話番号　－　－　）
		（フリガナ） 氏名又は名称及び代表者氏名	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、消費税法第37条第１項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

（☐　所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の２第６項の規定又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第１項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。）

①	適用開始課税期間	自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日
②	①の基準期間	自　令和　年　月　日　至　令和　年　月　日
③	②の課税売上高	円
事業内容等	（事業の内容）	（事業区分） 第　種事業

提出要件の確認	次のイ、ロ、ハ又はニの場合に該当する （「はい」の場合のみ、イ、ロ、ハ又はニの項目を記載してください。）		はい ☐	いいえ ☐
	イ	消費税法第９条第４項の規定により課税事業者を選択している場合	課税事業者となった日	令和　年　月　日
			課税事業者となった日から２年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい ☐
	ロ	消費税法第12条の２第１項に規定する「新設法人」又は同法第12条の３第１項に規定する「特定新規設立法人」に該当する（該当していた）場合	設立年月日	令和　年　月　日
			基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない	はい ☐
	ハ	消費税法第12条の４第１項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合（同条第２項の規定の適用を受ける場合） （仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はＡの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Ｂの欄をそれぞれ記載してください。）	Ａ　仕入れ等を行った課税期間の初日	令和　年　月　日
			Ａ　この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後３年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい ☐
			Ｂ　仕入れ等を行った課税期間の初日	平成 令和　年　月　日
			Ｂ　建設等が完了した課税期間の初日	令和　年　月　日
			Ｂ　この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が１千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後３年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい ☐
		※　消費税法第12条の４第２項の規定による場合は、ハの項目を裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。		
	ニ	消費税法第12条の４第３項に規定する「金地金等の仕入れ等」を行っている場合	「金地金等の仕入れ等」の合計額（税抜金額）が２百万円以上となった課税期間の初日	令和　年　月　日
			この届出による①の「適用開始課税期間」は、金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の合計額（税抜金額）が２百万円以上となった課税期間の初日から、同日以後３年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない	はい ☐
	※　この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。なお、この届出書を提出した課税期間が、上記ニに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間における金地金等の仕入れ等の金額の合計額（税抜金額）が２百万円以上となった場合も同様となります。詳しくは、裏面をご確認ください。		
参考事項				
税理士署名	（電話番号　－　－　）			

※税務署処理欄	整理番号		部門番号			
	届出年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日
	通信日付印 年　月　日	確認		番号確認		

注意　１．裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
　　２．税務署処理欄は、記載しないでください。

消費税簡易課税制度選択届出書の記載要領等

1　提出すべき場合

この届出書は、事業者が、その基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について、簡易課税制度を適用しようとする場合に提出します（法37①）。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃止した場合等を除き、２年間継続した後でなければ簡易課税制度の選択をやめることはできません（法37⑥）。

（注）１　この届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について簡易課税制度を適用できなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、その課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書（第25号様式）」を提出している場合を除き、再び簡易課税制度が適用されます。

２　課税事業者を選択することにより課税事業者となった日から２年を経過する日までの間に開始した各課税期間中又は法第12条の２第１項に規定する新設法人若しくは法第12条の３第１項の特定新規設立法人が基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合は、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から３年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③一、二）。

３　事業者が、高額特定資産の仕入れ等を行ったことにより、法第12条の４第１項の規定の適用を受ける場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から３年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません。また、高額特定資産が自己建設高額特定資産に該当する場合には、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の対価の額（事業者免税点制度、簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受けない課税期間中において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税相当額を除きます。）の累計額が1,000万円以上となった日の属する課税期間の初日から、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日から３年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③三）。

４　事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、法第36条第１項又は第３項の規定の適用を受けたことにより、法第12条の４第２項の規定の適用を受ける場合には、法第36条第１項又は第３項の規定の適用を受けた課税期間（これらの規定の適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後３年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③四）。

５　事業者が、その課税期間中に金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の金額の合計額（税抜き）（その課税期間が１年に満たない場合には、その合計額をその課税期間の月数で除し、これを12倍した金額。以下同じです。）が200万円以上であったことにより、法第12条の４第３項の規定の適用を受ける場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から３年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければこの届出書を提出することはできません（法37③五）。

６　この届出書を提出した後、同一の課税期間に上記２から５に掲げる場合に該当することとなったときは、既に提出したこの届出書はその提出がなかったものとみなされます（法37④）。

2　提出時期等

⑴　この届出書の効力は、原則として、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。

したがって、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないことになります。

なお、新規開業した事業者等は、その開業した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

⑵　平成28年改正法附則第44条第４項≪免税事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請に係る経過措置≫の規定の適用を受ける事業者が、この届出書を適格請求書発行事業者の登録がされた日を含む課税期間中に提出した場合には、経過措置として、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（平成30年改正令附則18）。

⑶　平成28改正法附則第51条の２第１項≪適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置≫の適用を受けた適格請求書発行事業者が、この届出書をその適用を受けた課税期間の翌課税期間中に提出した場合には、この届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます（平成28改正法附則51の２⑥）。

3　記載要領

⑴　元号は、該当する箇所に○を付します。

⑵　上記２⑵又は⑶により簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第51条の２第６項の規定又は消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第18条の規定により消費税法第37条第１項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。」にチェックします。

⑶　「適用開始課税期間」欄には、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日及び末日を記載します。

⑷　「①の基準期間」欄には、「適用開始課税期間」欄の基準期間の初日及び末日を記載します。

⑸　「②の課税売上高」欄には、基準期間における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額を記載します。

なお、基準期間が１年に満たない法人については、その期間中の課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をその期間の月数で除し、これを12倍した金額を記載します。

（注）「課税資産の譲渡等の対価の額の合計額」は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額をいいます。また、輸出取引に係る売上高を含み、売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を含みません。

⑹　「事業内容等」欄には、具体的な事業内容を記載するとともに、簡易課税制度の第一種事業から第六種事業の事業区分のうち、該当する事業の種類を記載します。

⑺　「提出要件の確認」欄のイ、ロ、ハ又はニには、次に該当する場合に上記１の（注）２から５の提出要件を満たしているか確認の上、記載します。

イ　課税事業者を選択して課税事業者となっている者

ロ　提出を行う課税期間において法第12条の２第１項に規定する「新設法人」に該当する法人若しくは過去に該当していた法人又は提出を行う課税期間において法第12条の３第１項に規定する「特定新規設立法人」に該当する法人若しくは過去に該当していた法人

ハ　高額特定資産の仕入れ等を行っている者又は高額特定資産である棚卸資産等若しくは調整対象自己建設高額資産について法第36条第１項若しくは第３項の規定の適用を受けた者

なお、法第12条の４第２項の規定の適用を受ける事業者は、ハの項目を以下のとおり読み替えたところにより各欄を記載します。

(ｲ)　「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替えます。

(ﾛ)　「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第１項又は第３項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が１千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第１項又は第３項の規定の適用を受けた」と読み替えます。

ニ　その課税期間中に金地金等の仕入れ等を行い、その仕入れ等の金額の合計額（税抜き）が200万円以上である者

⑻　「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

⑼　記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。